

令和6年 第3回 安芸太田町議会定例会会議録

令和6年6月11日

招集年月日	令和6年6月7日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和6年6月7日 午前10時40分			議長	中本 正廣
	閉会				議長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	大 江 昭 典	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	2番	斉 藤 マユミ		3番	佐々木 道則	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	大 野 正 人	
	副 町 長	—		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	参 事	宇 多 康 弘		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	正 岡 剛	
	加 計 支 所 住 民 生 活 課 課 長 補 佐	佐々木 祐樹		—	—	
	簡 賀 支 所 長 兼 簡 賀 支 所 住 民 生 活 課 長	山 本 博 子		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
	衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—	
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和6年6月11日

	一般質問
--	------

令和6年第3回定例会
(令和6年6月11日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を続けます。通告に従って、順次発言を許します。はい、7番影井伊久美議員。

○影井伊久美議員

皆さんおはようございます。議席番号7番、影井伊久美でございます。はい、ありがとうございます。ただいま議長より発言のお許しを頂きましたので、通告に従い、人口減少対策について、協働のまちづくりについて、子ども真ん中社会について、町長2期目の取組みについての大枠4題を。

○中本正廣議長

暫時休憩といたします。

休憩	午前10時	1分
再開	午前10時	2分

○中本正廣議長

休憩を廃し、会議を続けます。

○影井伊久美議員

はい。ただいま議長より発言のお許しを頂きましたので、通告に従い、大枠4題、人口減少対策について、協働のまちづくりについて、子ども真ん中社会について、町長2期目の取組みについて、一問一答にて順次質問してまいります。まずは、町長2期目の御就任、誠におめでとうございます。1期目4年間で積み重ねてこられた様々な取組みを前へ進めるため、町長の思いである公約や政策、それらをまずは職員の皆さんと議論し尽くし共有を深め、誰もがやりがいと自信を持って職務にあたるようリーダーシップを凶られることを期待申し上げます。それでは、早速ではございますが、1題目の人口減少対策について質問をいたします。先日の町長の所信表明にございました、2期目も引き続き人口減少に歯止めをかけることを最大の目標に掲げ、この任期中に成果を出すべく全力で取り組むと決意を述べられました。また、1期目で進めてこられた人口減少対策においては対症療法的な性格が強かった。今後は根本療法的な対応が必要であるとも述べられました。人口減少対策、本来であれば、1自治体の課題ではなく、国全体で捉えるべき課題であり、簡単に現状が覆せる問題ではございません。移住者獲得に向け、いわゆるゼロサムゲームのような状態が市町や地域間で起こっている現状は、悲しくもあります。本町としては、消滅可能性自治体という分析結果が発表される以前より、対策を進めざるを得ない人口減少率、出生率であるがゆえ、これまで取り組んできた実績がございます。今後は、その積み重ねをさらに高め、市町間競争ではない、安芸太田を磨くという本質に基づいた人口減少対策をとるべきではないかと感じておるところでございます。通告後の所信表明であり、昨日の同僚議員の質問もあり、重複することもあるかと存じますが、この質問を通し、いま1度、町長の決意とともに、具体的かつ明確な方向性を共有すべく進めてまいります。まず1項目目の移住希望者など対外的にどのようなことをアピールしていきたいのかといった質問です。人口減少に悩む自治体は本町だけではございません。また、自然豊かな環境というのも、本町に限ったことではございません。各自自治体で個性を出す様々な工夫や取組みがなされていることと思います。では本町はどのような個性を出していくのか。このことについては、昨日の質問の中でオンパレードでしたので、町長の御答弁まとめますと、安芸太田町らしい豊かな生活をアピールし、この豊かな環境のもとで、都心部の忙しさとは違った子育てをイメージできるような発信をしていく。加えて、本町らしい教育の追求をし、子育てするなら安芸太田町と子育て世代から選ばれるような個性を出していきたい。そのように解釈いたしました。が、齟齬がないか、またつけ加えがあればあわせて答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。影井議員より、まずは人口減少対策ということで御質問頂きました。昨日からずっと、同様の御質問頂いてお話ししたところでございます。今、議員おまとめいただいたとおりだと思っております。ちょっとだけつけ加えますと、私自身がこの安芸太田町に来てですね感じましたのはやっぱり、身近な自然ですよね。散歩してる中でのその自然というのはすばらしいという、これ影井議員も同じような話をされました。本町四季がすごくはっきりしてるということで、それは感じれるというのは、ある意味なかなかないというか、どこでもあることかもしれないけれども、本町のすばらしさの一つかなというふうに思っておりますし、その自然の中でやっぱり子どもたちが伸び伸びと生活ができるというのはやっぱり、ありがたい環境だなと思えました。またここでしかできない仕事、私は最初林業かじっておりましたので、やはり山がないとできない仕事ですし、同じように、農業や観光というのはやっぱりここでしかできない仕事というのが、当然あるんだろうなというのは思っておりました。一方で、やはりそのウエットな人間性が嫌な方ももちろんおられるんですが、逆にそれが楽しいという方もおられると思います。神楽やまつりなんかは、私もやっぱりこちらに戻ってきて、入ってきて、楽しさを感じる部分もございました。そうかと思うとですね、広島市内には1時間で行けるということで、1時間ではありますけれども、町の楽しみもある意味感じようと思えば感じれるところもいいところかなと思いますし、ここ最近はそのような田舎ではあるんだけど、地域通貨や電子通貨が使えるというのは、ある意味これまた本町の特徴になりうるかなと思っておりますし、そういう部分をまとめていながら、個性をつくっていく。その中でもですね、今言ったような話をまとめていくと、少なくとも子育て世帯が生活するには、本当にいい環境ではないかなという思いで、感じてるところでございますし、都会の子育て世代が何を悩んでいるのかというのは、昨日お話ししたとおりでございます。そういった課題に本町だったら回答を用意できるのではないかなという思いもあってですね、子育て世代を中心に、本町の個性をやっぱりつくっていくべきではないかと、その個性というのが、これもおまとめ頂いたようなことでございます。加えて、これから教育についてもしっかりと力を入れていきたいなということを感じてるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

日常を大切に、そして楽しんで子育てをしていく。私も全く同感でございます。では次に、2項目めの住民や行政職員など、対内的にはどのようなことを共有したいのかに進めてまいります。こちらも同様でございますが、昨日からの流れをまとめると、対外的にアピールしたいことこそ、住民の皆さんとも共有していきたい。お米や水や空気がおいしいことが当たり前ではないことを再確認していただき、わがまち自慢ポイントをおのおの一つでも増やしてもらいたいという趣旨ではなかったかと感じております。相違がないか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いてまたおまとめ頂きました。まとめていただくことによってかえって自分の考えもまとまるなあと思っておりますね、議員御指摘のとおりであります。やはり、本町のよさを、我々自身、とりわけ職員の話もしていただきましたが、職員こそそういうものを持ちながら生活をしていかないと、いざ、町外の方に本町に来ていただくにもですねやはり力が入らないというか、思いを持ってるということも重要ですしその思いを持ってるということがまたいろんな行動の中でも端々で出てくると思うんですね。それが結果的には、この町の職員さんなんか元気があるとか、この町の職員さん魅力あるなということにもつながっていくと思います。それは昨日申し上げました、日本一じゃなければいけないわけじゃないと思ってるんですね。これもちょっと話が脱線するかもしれませんが、先週日曜日ちょっと大阪に行く出張の機会ございまして、地元の方と話をしておりましたが、だんじりで有名な岸和田、この岸和田に住んでる方っていうのはほとんど町外出られないそうですね。あるいは出たとしてもですね、必ず戻れる近くに住まれると、やっぱりだんじりという祭りが、これはもうある意味日本で唯一無二の祭りだと思いますが、必ずその時期には戻って参加しなければならないという、あれぐらい強いものがあればですね、本町においても、やっぱり出ていかない、あるいは出ていったとしてもこの町の近

くに住むということなのかもしれませんが、なかなかあれだけ個性の強いイベントなり、ものをもつというのは、それは国内でもそんなに多くないと思うんですね。でも、ああいうものがなかったとしても、何となくこの町がいいなという思いがあれば、本町1,000人も2,000人もですね毎年毎年移住が必要な地域ではありませんので、その中でも、本町なりに良いものというのを持っていればですね、それでも十分、必要な、人口維持に必要な方々というのは確保できると思いますし、そういうところを改めて町民さんあるいは行政職員の中で共有しながら、あるいはそれぞれが持ちながらですね、仕事ができるような環境をつくっていききたいなというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

町長の熱い思いが、その輪が広がっていくことを御期待申し上げます。では続いてですが、3項目めの質問に移りまして、では本町に住まう人々の満足度をどのようにとらえておられるかを問います。子育て世代の移住者を希望するのであれば、とりわけ子育て世代の満足度をどうとらえておられるのか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。満足度ということでお話を頂きました。少し数字的な話をさせていただくと、今回の長計の策定に関してですね住民意識調査アンケートをしております。その中でいうと、安芸太田町は暮らしやすいですかという質問に対して、暮らしやすい、まあ暮らしやすいと、回答された方は64%、年代別に見ると、30代で45.8%とちょっと低いんですね。まさに今お話があったような子育て世代に当たるのかもしれませんが。逆にとても不安がある、少し不安があるという割合も30代から40代が他の年代に比べて高いと。その内容としては、通院や買物という割合が多いんですが、中には子育てや子どもの将来の割合も高くなっているということで、満足度という意味ではまさに、子育て世帯を中心にですねやはり安芸太田町の今の環境については不安を感じておられる方がおられる、一定程度おられるというのは間違いないと思っております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

御答弁頂きました。町長おっしゃるとおり、子育て世代の声はまだまだ拾い切れていないように感じます。少し一例を紹介申し上げますと、人口減少対策、まず思いつくのが移住施策だとは思いますが、それとは違った視点で取り組まれる、長野県のとある村の取材記事を目にいたしました。毎年のように人口が増え続けておられ、およそ40年で1.6倍に増えておられるそうです。人口や、子どもの数が増えているのは、移住者の存在であります。選ばれる理由の一つに、立地のよさと宅地の安さがあるようです。そして、長年子育て支援に力を入れてこられたということ。村長さんは、とりわけ観光が強いわけではない。暮らしやすさがほかの地域に比べて突出して、いい地域と思っている。地元の人に投資する施策を続けていく。移住してきてもらうために100万円や200万円を渡すのではなくて、今暮らしている人たちにしっかりと手厚く投資をすることで、それが口コミで広がって人が増えていくとおっしゃっております。口コミで広がっていくことこそ、我がまち自慢がなされているあかしだと感じます。本町においても、いち早く子育て支援施策は数々打ち出されておられますが、それが町の自慢につながっていくような取組みでなければなりません。今、安芸太田町で子育てしている人たちの満足度を深掘りしていく必要もあるのではないかと感じますが、町長の御見解を伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。子育て支援の話でまた頂いております。改めて、実際に子育て支援策をすることによって、人口が増えているところもですね、これから引き続き研究をしていきたいなと思っております。その中で満足度のお話ございました。これ引き続きその満足度を高めるという取組みは進めていかなければならないと思っております。ただ昨日も少しお話をさせていただきました。この満足度の調査が、例えば都会の便利さとの比較という点で町民の皆さんが受け止めておられるとすればですね、やはりその都会の便利さと比較してしまうとどうしてもその差が出てくるという気はしております、その一例が、昨日

もお話をしました。産婦人科がなかなかない、あるいは産婦人科を引っ張ってくるとなかなか本町難しいと。その点でやはり不安を感じておられる方は一定程度おられますし、その部分を埋めるということは現実なかなか難しいということを見ると、満足度を高める努力は引き続きしていきながらも、その満足度のある意味不便な部分はあるんだけど、これは何物にもかえがたいなど、そう思ってもらえるような部分っていうのがやっぱり必要なのではないかなと思っておりますし、それが何かということのをこれからしっかり、頑張っていく必要があると思っております。一つはロコミということで広がればなと思っておりますのは、今年度進めております、安芸太田町らしいというか、特色ある体験について、子どもさんが無料で体験できるという取組みを今回始めております。安芸太田町のよさ、自然という話をしましたが、それに絡んで、いろんなアクティビティが実は安芸太田町で経験できますが、それこそ町外の方は結構知っておられるものの、かえって町内の方がそういうアクティビティに触れる機会がなかったりしてる。それはせっかくですから、ぜひ子どもたちには、そういったアクティビティには、接する機会を増やしてもらいたいと思っておりますし、その一助になればなということで、中にはかなりお金がかかるアクティビティもあるもんですから、町内の子どもさん、年に2回ということではありますけれども、無料で体験できる仕組みを今進めさせていただいております。また一方で、この前、戸河内では神楽の競演大会ございましたが、これも商工会青年部の皆さんの努力で、子どもたちには無料券を配られるような取組みをされておられます。そういう町全体で子どもさんの育ち、あるいは体験を応援してる町なんだよというのが広がっていく、それがロコミでまた広がっていけば、ありがたいことかなあというふうに感じているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井委員。

○影井伊久美議員

子育ての便利さについては後ほど触れていこうと思っておりますので、長期総合計画や子ども子育て計画の中でしっかりと子育て世代の意見聴取をされたいと申し添え、次に2題目の協働のまちづくりについて質問してまいります。住民の皆さんとともにまちづくりを進めるには、行政からの情報がオープンであり、住民が情報を得やすい環境にあることが重要だと考えます。そこで、1項目めの各種審議会や委員会の議事録公開の必要性について問います。本町には法定設置それ以外を含め、私が確認できたもので50を超える審議会や委員会が設置されておられます。そこで、どのような話し合いがなされたのか、知ろうにも、議事録にたどり着けない会議が存在いたします。中には、個人情報などの観点から、公開にそぐわないものや、そもそも公開の必要性がないものもあるかと存じます。しかし議事録公開の必要性はどのようにとらえておられるか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。各種委員会等の議事録の公開の必要性について御質問をちょうだいしましたので総務全般を所管しておりますので総務課のほうで答弁させていただきます。議員調べられたとおりでございますが、各審議会や委員におきましては、地方自治法などの法により設置されるものや、また、要綱等によって設置されているものがほとんどでございます。議事の公開や議事録の公表等についても、必須であるものにつきましては要綱等で明記をされているところでございます。一方で議事の公開や議事録の公表について明記されておらず、会の運営に際し必要な事項は、その会の会長等ですね、こちらが定めるとされている委員会等も多くあるような現状でございます。このタイトルにつきまして協働のまちづくりというふうにおっしゃられました。協働のまちづくりという観点でいえば、先ほどありました公表になじまないようなものですね。それ以外のものは、基本的に議事録を公開することが望ましいというふうに考えるものでございますけれども、一方でですね、議事録の作成につきましては御承知のとおり、多くの労力を要するところでございます。昨今国の指導による職員定数の削減の中ですと、先般にも話になったかもしれませんが職員の時間外勤務増加も、課題のというような状況になっております。業務委託をしてですね、議事録作成ということをやればですね、非常に事務的な手続は簡単に済むんですけども、これには多額の予算を必要とすることも容易に考えられます。それはひいては行政サービスの低下というところにつながるかという懸念も持っているところでございます。今後の考え方なんですけれども、議事録作成という手段ですね、この手段につきましては、やはり技術革新というものもございまして、今自動筆記、AI等で、何て言うんでしょう、議事録にしてくれるというような、サービスなんかもあります。ただこれもですね、やはりまだ、まだまだ浸透してなくて、費用がかかるという、実情

ございます。現在では、例えば教育のあり方懇話会等では、その様子をですね、インターネットで公開をさせていただいたりということも行いました。こういうような手段を用いながらですね、しっかりと住民さんとの協働のまちづくりという観点で物が進められればよろしいのではないかとというふうに現在は考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、影井議員。

○影井伊久美議員

課長の御答弁大変分かりやすく理解をいたしました。条例や要綱に定められていないこともあり、アナログでの文字起こしであることから、事務作業の膨大さを考えると、今の状況では現実的でないことがうかがえます。しかしながら、どの会議においても重要なことが審議されており、その内容が公開されていないことで、住民の知る機会が損なわれているのも事実です。ですので、例えば分かりやすいところで、図書館協議会や学校給食共同調理場運営委員会や、そのほか、教育委員会が管轄である議事録のない委員会での協議内容を、教育委員会議で議題に上げ、できる限り詳細に議事録に残していくようなお考えはないか、伺います。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい。今、貴重な御意見ちょうだいいたしましたので今後やる方向に向けてですね検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、ぜひ前向きに検討していただいて、それぞれの会議においてですね、議題はどのような事項であったか、また、どのような議論を経て結論に至ったかなどを知ること、住民さんも施策や事業の理解も深まることと感じております。では、2項目めの告知やお知らせなどの消極性と工夫について。町からのお知らせなどを発信される際のツールとして、町広報やホームページ、防災無線が主に活用されていますが、それでは情報が届かない、特に子育て世代からは、隅から隅までじっくり広報を読む暇がないといった声が多く寄せられております。町が運用しているSNSなどをうまく活用してほしいといった声も頂いております。先月20日から3日間、長期総合計画策定のための若者世代に向けたフリートークが開催されました。その告知も知らなかったという方が多くおられ、誰に何を届けたいのか、的を絞った上で、まずは興味を持ってもらえるような告知の方法の工夫が必要ではないかと感じておりますが、御所見を伺います。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。住民との対話の機会にかかる告知やお知らせ等の御質問でございます。町では、協働による意思決定プロセスは重要と考えており、長期総合計画をはじめ、道の駅再整備計画や、風力発電事業の問題、それから筒賀拠点の整備、水道事業の統合と、こういった政策の形成過程におきまして、住民との対話を行うために、意見交換会等を実施しておるところでございます。こうした意見交換会等の告知方法については、例えば直近で行いました長期総合計画の意見交換で言いますと、先ほど御質問でありましたとおり、町広報への掲載、あるいは町公式サイト、または、公式LINE等で周知を行っておるところでございます。ただし、先ほど言われたように周知方法が、周知の方法が十分でないという御意見も頂いております。今後は、これまでの取組みに加えて、町公式サイトイベントカレンダー、あるいは、町の公式SNSのさらなる活用、またはmoricaアプリによるプッシュ通知での周知等も検討しながら、改善を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

せっかく設ける場ですので、1人でも多くの方に、御参加頂けることを願います。では次の質問、3項目目のその意見交換の場のデザインについてでございます。意見交換など話し合いの場のデザインについては、これまでの定例会においても同様の質問をいたしました。まちづくりの参画意識向上につながる

対話の場において、相手の意見を聞きやすく、自分の意見も言いやすい。こういった場を、場づくりを行うことの重要性を訴えてまいりました。町長におかれましても、教育大綱策定にあたり、対話や熟議の重要性を実感しておられることと思います。改めまして、ワールドカフェ方式であるとか、ファシリテーターなど、話し合いを促す専門家を取り入れた対話の場のデザインを変えていくお考えはないか、伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。意見交換の場のデザインについてということで、御指摘を頂きました。これもお話を頂いたとおり、私なりに1期目も含めてですね、町民との意見交換という意味では私にも力を入れてきたつもりでございます。場をつくりながら議論を進めてきたわけですが、御指摘のように、その運営そのものについては悩みながら進めてきたとごさいます。はしもトークもずっと続けてきましたけれども、ここ最近ではだんだん参加者が固定化をしたりですね、あるいは、行政のお願い事がどうしても中心になる場合もあります。あるいは、中には行政対地域という対立の構図ができてしまうような場もあったりということで、改めて冒頭協働という話をされましたが、そういう雰囲気はどうやってつくればいいのか、そういう意見交換の場をどうつくればいいのかという悩みながら、考えているとごさいます。そういった意味で、議員御指摘のファシリテーションですとか、そういったものは今後も引き続き、チャレンジしてみたいと思っております。先般の長計の若い方々との意見交換でも一応チャレンジはしたんですが、余りうまく機能しなかったような御指摘も頂いているとごさいますので、常に工夫をしながら、また私もこの前、熟議というのを経験いたしましたけれども、様々な方法を、チャレンジしながらですね、より良い意見交換の場、さらに言うと、議論を通じて、共通の認識ができるようなそういう場をつくるということは引き続きチャレンジしていきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、ぜひですね建設的な意見交換の場になるよう進められたいと申し添え、次の3題目、子ども真ん中社会について質問いたします。国の子ども基本法が令和5年4月より施行され、同年12月には、子ども真ん中社会を実現するための方針である子ども大綱が定められました。先月5月24日にはこども家庭庁より自治体子ども計画策定のためのガイドラインが公表されました。本町においても、今年度は第3期安芸太田町子ども子育て支援事業計画策定にあたり、準備が進められていることと思います。本計画に子ども、若者、子育て当事者の意見をどのように反映していくのか、今後の進め方について確認することを目的とし、この質問を進めてまいります。まず1項目め。子どもたちとは切っても切り離せない教育について。新たに教育長が御就任され、2か月ほど経過をいたしました。新天地での生活や職務に御苦労されることも多いかと存じますが、そんな中、教育現場を実際に御覧になられたり、子どもたちと接する機会を通して、本町の教育に対する御所感、また課題はどのようにとらえておられるか。現時点での率直なお考えを伺います。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい、非常に包括的な御質問でございますので、少し具体的にですね、お時間ちょうだいしてですね、お話をさせていただければというふうに思います。本町ではですね現教育大綱をもとといたしまして、もみじプランを策定しですね、様々な教育施策を行っております。もみじプランでは、自然、人、ものという育ちと学びをつなぐ教育環境を礎として、就学前から高校まで連携した教育の展開、また、いつでもどこでも誰でも学べる生涯学習社会の実現を目指しております。安芸太田町ですね、教育政策を考える上で私が理念としているのは、命と心を何よりも大切にしながら、町民の皆さんのwell-beingを実現していくということでございます。国の第4期教育振興計画でもですね持続可能な社会のづくり手の育成とともに、コンセプトとして挙げられているのが、日本社会に根ざしたwell-beingの向上でございいます。教育に関連するwell-beingの要素としては、自己肯定感、心身の健康、それから幸福感、協働性、社会貢献の意識、学校や地域でのつながり、自己実現、安全安心な環境、多様性への理解、利他性、サポートを受けられる環境などが挙げられております。そこでですね、安芸太田町の子どもたちのwell-beingはどのようになっているのかということが、メディアでもですね非常に関心の高いところで

あります。全国学力学習状況調査で検証してみました。対象はですね昨年度の令和5年度全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙法でございます。ここではですね、well-beingの要素を生活学習習慣、学ぶ意欲、自尊感情に大別して、大きく分けてですね、検証しております。その結果、本町のはですね、子どもたちについてはですね、全体的に平均を上回っており、概して良好という結果が出ております。特にですね、学ぶ意欲の主体的な学びという点では、小学校中学校ともに大変良好という結果が出ております。また、同じく学ぶ意欲の対話的な学び、深い学び、それからICT機器の活用についても、中学校において、かなり大変ですね良好な結果となっております。さらに、自尊感情の自尊感情キャリア教育、人や社会とのつながりも大変良好と言えます。このようにですね、安芸太田町の子どもたちのwell-beingは良好な状況にあると状態にあるというふうの結果が出ております。このwell-beingはですね、学校での対話的な学び、そして共同的な学びとともに、家庭での教育、そして、地域での社会教育によるところが大きいと。僅か2か月ではありますが、町民の皆さんとの触れ合いを通して感じているところでございます。各団体で、また個人としてボランティアとして子どもたちに関わる、人の力と熱意に感動する毎日でございます。次にですね全国学力学習状況調査のもう一つの柱でございます学力調査についても検証しております。その結果ですね、対象は同じくですね令和5年度の昨年度の学力学習状況調査です。その結果ですね、国語と英語においてはですね、小学校中学校とも、やや下回ってはいるものの、ほぼ全国と同程度という数値が出ております。また、数学については、数学算数については、小学校中学校ともに全国平均を下回っており、改善を要するということが言えます。総じて言えば、学力向上の取り組みが喫緊の課題であるということが言えると考えております。今後ですね、本町の強みであるwell-beingの部分をさらに充実したものにするとともに、課題として浮かび上がりました、数学を初めとする学力向上に努める必要性を感じているところでございます。本町の特徴は、森や川など豊かな自然、神楽をはじめとする歴史ある文化財、そして何よりも町民の皆さん、つまり人という資源に恵まれているところでございます。この強みを活かして、就学前から高校まで連携した教育を、またいつでもどこでも誰でも学べる生涯教育を展開し、教育により町民の皆様well-beingを実現してまいりたいと考えているところです。先ほどもからのお話もおあり、現在新しい大綱づくりが進んでおります。町民の皆様の見解をですね、様々な形で正確に把握しながらですね、新大綱に基づき、本町らしい教育をですね、模索していきたいと存じております。皆様の御理解御協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

教育長の現時点での率直な御所感は、これからの本町の教育に資する重要な視点であると感じております。教育や子どもたちの環境がアップデートされることを期待申し上げ、次の質問、2項めに移ります。こども計画策定の取り組みについて。こども基本法第3条には六つの基本理念が示されております。そして第10条2項では、市町村はこども大綱、都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとするがあります。このこども大綱を勘案し、各自治体におけるこども計画策定の努力義務が課される中、本町のこども計画はどのように進めていかれるのか、今後の方針を伺います。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。ただいま議員申されましたように、こども基本法でこども大綱において、子どもの施策に関する基本的な方針、施策に関する重要事項、施策を推進するために必要な事項について定めることとされておまして、令和5年の12月、こども大綱が閣議決定をされているところでございます。このこども大綱によりまして市町村は、このこども大綱、またこれから定められます都道府県が定めるこども計画を勘案してですね、市町村こども計画を策定する努力義務が課されているというところは議員が申されたとおりでございます。こども計画策定に向けてのですね、本町の取り組みでございますけど、本年5月にこども家庭庁より自治体こども計画策定のためのガイドラインがまだ示されたばかりであり、先ほど申しましたように、広島県の計画策定についてもですね、これから準備が入るものと思われております。ですので、安芸太田町版のこの法で言いますこども計画策定につきましては、計画の検討を含めですね、今しばらくお時間を頂く必要があるというふうと考えているところでございます。一方で、本町では本年、第3期の安芸太田町子ども子育て支援事業計画を策定することとしておまして、この中に、保護

者等へのですね、ニーズ調査等を行っておりますので、これから策定委員会など開催を行い、本格的な策定作業に入ってまいります。今回、この事業計画は、子ども・子育て支援法に定められる、保育などの事業量把握、確保策を図るだけでなく、町全体の子育て支援施策の展開についても、関係各課と連携のもと、計画をすることとしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、影井議員。

○影井伊久美議員

はい。国のガイドラインが発出されておりますので、今後は県の動向を見ながら進めていくということだったと思います。とりわけ私気にかかることはですね、こども基本法第3条3項、全ての子どもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して、意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されること。また同法第11条では、国及び地方公共団体は、こども施策を策定し実施し及び評価するにあたっては、当該こども施策の対象となるこどもまたはこどもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするとのあります。このことは本町にとって難題であり、大人の私たちから意識を変えていかねばならないと感じておるところでございます。子ども、若者、子育て当事者の意見を反映させる具体的な法則はどのようにとっていかれるのか、県の動向などありますが、答弁を求めます。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい、ありがとうございます。こども基本法、こども大綱においてですね、議員おっしゃいましたとおりですね、子どもの意見表明とですね、その尊重、またそれを施策への施策に反映していくということが、うたわれております。その具体的なですね反映の方法につきましては例えば、全国の取組みを見てみますとですね、こども議会というような方法であったりとか、あるいはこども教育委員会というような形であったりとか、あるいはコーディネーターさんをですね、迎えましてですね、いろんな形で子どもたちの話を聞いていくというような取組みがなされております。そんな取組みを参考にしながらですね、前向きに検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、教育長おっしゃるとおり今後の動向を注視しながら改めてまた進捗具合を質問させていただくこととします。それでは、最後の質問、政策と施策の整合性深化について、町長のお考えを問います。子育てするなら安芸太田町と掲げたのであれば、教育の追求と同時に、子育て環境を整える。失礼しました。大卒4題目の質問でございます。町長の2期目の取組みについてでございます。続けます。都心部のように、先ほど申しましたように、都心部のように便利な子育て環境を提供せよとは申しません。寄せられる多くの声は、ここで安心して子育てできる環境や、ないものを補うような制度を整えてほしい、そういった声が多く聞かれます。例えば、これ本当にしつこいんですけれども、乳幼児等医療機関交通費助成の回数縛りは多くの方が疑問を持たれております。先般の教育委員会議においても、委員の方から同様の御意見が出ておりました。そしてですね、整合性を深めていくには、施策に関わる当事者の声を聞くことが近道ではないでしょうか。その上で、施策内容が実態とマッチしているか、多角的に検証する必要もあると感じております。そのほかにも様々例えはございますが、政策と施策や事業の整合性を深めること。要するに土台を整えていくということ。これは2期目の橋本町政において重要な視点ではないかと考えますが、町長の御見解伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。2期目の取組みということで、とりわけ政策と施策の整合性ということで御指摘を頂きました。大まかに申し上げれば、まさに議員御指摘のとおりだと思っております。2期目ということでですね改めてこれから取組みをさせていただく、所信表明でもお話をしました施策そのものは基本的には1期目の延長線上をさらに前へ進めていきたいと話をさせていただきましたが、さらに前へということでございますので、これまでの取組みからさらに一歩踏み込むというかですね、いうことが必要だというふうに思っております。ある意味、これも所信表明でもお話をしました。対症的な取組みが多かったと。

現状で既に町には来たいという方が結構おられたと。本町に行きたいという方それぞれそれぞれの思いを持ってこられるわけですので、その動機づけはもうある意味必要ないと。むしろそれを迎えるためにどうすればいいかという、目先の問題、家がなかったりとかあるいは仕事を用意するか、そういう取組みがメインだったとっておりますが、これがだんだん、2期目になって、しかもコロナあけということで、ある意味、大変、よろしくないのかもしれませんが、数少ない移住者を各地域がそれぞれ頑張っていてですね奪い合うような環境というのも予想される中で、これまでの本町のよさというのをさらにあるいは個性化をさらに進めて、来たいという方もどんどん増やしていく必要がありますので、そういった部分についてもこれからは踏み込んでいく。誰でもこれまでは来てくださいというところから、本町の取組みをちょっと本町の特徴をさらに強めることで、特定の方に来てもらうようなことにも踏み込んでいく必要があって、それが今の私のイメージでいうとやはり子育て世代というのはやっぱり、狙っていかなければいけない分野ではないかなという思いでございますので、そういった部分にだんだん施策も取れんをさせていくということは重要かと思っております。ただこれが、例えばある部分の切り捨てになるというようなことではですね、やはり反発も生まれてきますので、引き続きバランスは、とっていく必要があろうかと思いますが、バランスだけを考えているとですね結局特徴が何もないということになりますので、そこを気をつけながら、ただしやっぱり一歩踏み込んでいくということがこの2期目は、重要な取組みかなというふうに感じているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

町長の力強いお言葉を頂いて、今回の質問を通しまして、町長や教育長のお考えが確認でき、将来に向けて少し前に進んだ有意義なやりとりができたのではなかろうかと感じておるところでございます。これで私の一般質問を結びます。

○中本正廣議長

以上で7番影井伊久美議員の質問を終わります。55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時55分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。6番大江厚子議員。

○大江厚子議員

おはようございます。大江厚子です。よろしくお願ひいたします。橋本町長、2期目橋本町政がスタートいたしました。今混迷する社会情勢、中央政治、そして何より厳しいこの町の将来を考えるときに、町長の手腕に対する期待は本当に大きいと思っております。一つ一つの施策についてはもちろんですが、町政についての基本的考え方や姿勢が重要と考えます。住民の希望がたとえかなわなくても、根底では町政を信頼できる、そこにかかってくると思っております。その意味で、町長1期目の際に私が質問しました同じ趣旨の質問を今回再度させていただきます。今回は一問一答方式、3項目についてお伺いします。まず地方自治についてです。地方自治という制度は憲法で保障されています。地方自治とは、地方の政治を自ら治めることであり、国から独立した団体である自治体の権限と責任において、地域の行政を処理する団体自治と所属する自治体の政治や行政への住民の参加、参画による住民自治の2要素があるとされています。地方自治を真に実現するためには、住民自治と団体自治がともに力をつける必要があると思っております。町長は、地方自治の本旨本来の趣旨についてどのようにとらえていますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。大江議員よりまずは地方自治の本旨ということで御質問頂きました。地方自治の本旨が二つの要素、今御説明頂きました住民自治と団体自治からなるということは私も議員と同様の見解でございます。いずれもそういった意味では、地域のことは地域で決めるということのですね表現の二つの側面だというふうに受け取っておりますが、その意味では、国は、公正かつ普遍的な統治構造を維持するため、国全体の運営について画一的、均一的な運営を行うことが求められていると思っております。一方で地方の実情をやはり様々でございます。これを全て画一的に運営することが不可能なこともありある

は不合理なこともあるということで、バランスですね、国はある意味、ナショナルミニマムを担っていただき、一方で地域は地域の独自性を考慮して取り組むべき問題についてはですねやはり地方自治体がこれにあたるということが、地方自治の本旨ではないかなというふうにとらえているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。基本はそうだと思いますが、やはり、国の政策がそのまま地方へ影響が起きる、反映されるという意味では、やはり重なった部分もあると考えます。その意味で次に、地方分権改革について伺います。ここにおられる皆さんはこの地方分権改革の渦中におられた、そしてまた今におられる方々で、私が今からちょっと経過を少し述べさせていただきますが、おこがましいとは思いますが少しお聞きください。地方分権改革は、1993年、平成5年、地方分権の推進に関する決議に始まりました。1999年、平成11年成立翌年施行の地方分割一括法により、国と地方の関係が、上下主従の関係から対等協力の関係に変わり、機関委任事務が廃止されました。また2002年から2005年にかけて、国庫支出金を税源移譲に転換することによって、地方分権を進めるとうたわれた三位一体改革、いわゆる骨太の方針ですが、は、地域経済の弱体な地方圏に、例えば安芸太田町のような、地方都市、地方圏に不利に作用し、さらにそれを埋めるべき地方交付税見直しの名もとの削減がなされたため、地方圏の自治体は二重の打撃を受けたと言われます。いわゆる2000年の地方財政ショックです。それは、平成の大合併を招くこととなります。ここで伺います。地方分権の推進に関する決議、あるいは、地方分割一括法について、さらには三位一体の改革について、町長はどのようにとらえておられますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。地方分権の決議それから一括法、三位一体改革、それぞれについての思いといいますかですね、御質問ありました。この一連の流れというのは私も、当時、渦中といいますか、関わっていたというか、直接関わっていなかったんですけども、行政の職として、見ておりましたけれども、確かに国と地方の役割が大きく変わっていった流れだったと思っております。しかもそういった意味では、国と地方の役割分担の明確化が行われて、地域の実情に沿った行政を展開していくことが期待された流れではなかったかなというふうに思っております。先ほど地方自治の本旨という話がございました。これはどこまでいってもその本旨というのは変わらないと思っておりますが、その具体的な法律の建て付けや位置付けというのは、ある意味置かれた状況に、時代によってもですね変わっていくものではないかなと私は思っております。これ御紹介頂いたように、戦後から、そうはいつでも国と地方という関係はどちらかといえばどうしても主従の関係だったと思いますが、それが時代の大きな流れが変わっていく、国際環境も大きく変わっていく中で、国と地方というのは主従の関係よりは並列な、地方自治においては並列な関係であったほうがよりよい環境をつくれるのではないかなという、流れの中でですね、今お話があった決議があり、法律の改正がなされ、さらに言うと平成の大合併に進んでいったのではないかなと思っております。という流れだという、その流れの中での一貫したその法律の制定であったというふうなことが私の受け止めでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、合併はいいともありましたけどやはり痛みの伴ったものだったというふうに私は捉えています。その後も経済界や時の政権の思惑の中、地方分権改革が行われました。本来の地方自治の本旨、先ほど言いましたが、国から独立した団体である自治体の権限と責任において地域の行政を行うとは程遠いものである、今でさえ程遠いものであるとは思いますが。しかしそれが今やそれすらも根底的に覆す地方自治法一括法改正が今国会で審議され、6月中旬に成立する見通しです。法改定後、国による自治への不当な介入を招くことが危惧され、これはまさに地方自治権の破壊だと考えます。またさらに私たちの権利や自由が制限されてしまう、緊急事態条項を憲法に創設するということにもつながりかねないと思っております。次の質問に入ります。国の政策と自治体、住民の、自治体は住民の福祉の追求というのが最大の目的であるというふうに考えますが、自治体住民の福祉の追求に齟齬が生じた場合、町行政はどう方針を決定するのか、住民の意思をどう尊重し保障していきますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。国の施策とそれから特に地域住民の福祉の関係の御質問頂きました。その前に、行政のあり方について先ほど御質問ありました。私もそういった意味では同じ思いは持っております。そうは言いながらも、時の、政策政治の大きな流れですとか環境によってやっぱりどうしても左右される。それが確かに、当時は道州制の話もあったと思います。そこまでいかなかったにしてもですね、今思えば、過大な事務移譲がやっぱり行われ、それに伴うだけの財源移譲があったかどうかという話もありましたし、それを受け止める地方自治体のほうに力がないということの中で、平成の大合併というのでも進んだ。理想的なものがほんとでできればいいんですが、なかなか難しいのが実態だと思いますので、国もそういった意味では試行錯誤を続けてこられたんだと思っております。その上で国の政策と住民、自治体住民福祉の齟齬が生じた場合というお話ございました。一般論で申し上げれば、これは前回の、以前御質問頂いたときにも同じような回答させていただいたと思います。町としてはですねあくまでも、町民福祉の向上というのをやっぱり最優先で追求されるべきものと思っておりますので、そういった意味では、万が一国の政策との間に齟齬が生じた場合にはですね、当然、町民の意思を尊重して、我々としても対応すべきものだというふうに思っているところでございます。ただし、これも前にも申し上げました、所掌する地方自治の範囲内でかつ本町に直接の関わりがあるものがやはりそういったものには該当するものだと思っております。一般論でいうとなかなか難しいので、具体論で申し上げますと、ちょうどここ最近でいうと、吉和郷地域にダムができるという話ございました。これはまさに国策として、周辺住民の安全を確保するために、国としてはやはりそれが必要だということで提案をされておられるわけでございます。本町としてもですねこの施策、国の施策に対して、これやはり、本町の町民にとってもプラスであり、また、流域住民にとってもプラスであるという判断のもと、受入れといいますかその調査についての受入れの判断をさせていただいたところでございますが、一方で町民の中にはですね、環境にどういふ影響があるのかということについて、何といたしますか、環境への影響について懸念を感じておられる方もおられますし、また一部地域の方にはですね、この計画が進むことによって、生活そのものが大きく変わる方も当然おられるわけございまして、町としては、そういった方々の思い、あるいは場合によっては立ち退きを要請されるような方々の思いも当然受け止めさせていただきながら、適宜国にもそういった思いはお伝えをさせていただきながらですね、施策を進めていく役割があるというふうに感じているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、私も2020年の6月の町長の答弁を改めて見まして、今と当時とお変わらないんだということでも確認させていただきました。先ほど住民自治が2大要素の一つで大きいものと言いましたが、住民の中にもいろんな考えや意見があって、そこをどうまとめ上げていくかっていうのは本当に難しいところではありますが、やはりしっかり協議をし、お互いがこれでよしという納得の上でねやっぱり調整を進めていくというのが大前提にあるというふうには思っています。その上で、こういう意見があり、こういう学者の意見がありましたので紹介させていただきます。この地方分権の意義について、以前、朝日新聞で金井利之東大教授の意見が紹介されていまして。自治体が実質的な行政権を掌握することは、権力分立にとって極めて重要だ。国の政治の方向性を受容することが、地方自治にとって不利益になるとき、自治体の政府は、反対抵抗を諦めてはならないとあります。またさらに、別の機会ではこのような発言もありました。国の政策判断に同化するだけなら、自治体に存立理由はない。なぜなら、国の意と異なる自治体の意を持つ自治が存在しないからである。辺野古新基地建設問題は沖縄での問題ではあるが、同種同様の問題は全国の自治体に不可避なことである。国の強大な権力の前に自治体の政策移行を保持し続けることが難しい局面に立たされることは、いつでもどこでも生じうる。そのような厳しい条件の中でどのように振る舞うかが地方自治の未来を左右するだろうというふうにあります。冒頭に言いました住民の皆さんの信頼の上でということをお申しましたが、地方自治の理念を確固たる信念として持ち続けることが、住民との信頼関係を築くことになると思います。もしこのことに対して、もし付け加えることとか答弁がありましたらお願いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。先ほどダムの話をさせていただきました。世の中的にはそれ以外の話も多分あるんだろうと思っております。改めて町としてはですね、とりわけ町民の皆様の思いをしっかりと受け止めさせていただきながら、仕事をするということが重要だと思っております。繰り返しになりますけれども、はい以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。私はこの項目を町長とこうやって、協議することを本当に光榮に思っています。次に、2項目め、学校、認定こども園、保育所を含む給食について伺います。給食調理場の体制設備と問題点、課題について伺います。加計学校給食共同調理場、筒賀学校給食共同調理場、そして認定こども園とごうちの給食調理室の給食数、職員数、例えば栄養士、調理員の正規職員か、会計年度任用職員等の現状と課題について、まずは伺います。

○中本正廣議長

はい、瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい失礼いたします。加計学校給食、筒賀学校給食、認定こども園の今の給食数、職員数でございます。給食数では加計学校給食共同調理場では1日当たり約300食、また筒賀学校給食共同調理場では1日当たり約150食、そして認定こども園とごうちでは1日当たり約55食をつくっているところでございます。職員数についてですが、加計学校給食共同調理場では、県費職員の栄養教諭1名、また事務担当として正規職員1名、令和5年度からは、調理業務を民間事業者へ委託しておりますので、現在15名の調理員が調理業務に携わっているところでございます。筒賀学校給食共同調理場では、県費職員の栄養教諭1名、調理員で正規職員1名、また会計年度任用職員4名となっておりますところでございます。認定こども園とごうちでは調理業務を民間事業者へ委託しておりますから、栄養士また調理員を含め、現在5名体制で、給食の提供を行っているところでございます。安芸太田町の定員の管理計画に基づきまして、技能労務職については、退職不補充としてはおります。また、給食調理業務については、会計年度任用職員への切替えを行っておりまして、地元住民を積極的に雇用しまして、地域の雇用拡大を図っているものでございます。ただ、十分な調理員の確保には至っていない状況でありますので、このような状況が今後も続くことであれば、安全安心な給食を提供することが、難しくなるということを懸念しているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、確認ですが、筒賀保育所は、この150食に含まれているということでしょうか。分かりました。

○中本正廣議長

答弁はきちっとするように。瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、含んでおります。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。今申されましたように正規調理員が2002年、令和4年では筒賀調理場の2名となっており、そして現在1名ということ。ほかには加計の調理場は、調理業務と運搬業務が民間委託になったということになっております。学校給食に関しては、1985年、昭和60年、既に国は、学校給食業務の運営の合理化について、パートタイム職員の活用、町共同調理場方式、民間委託等の方法により人件費等の経費、経営経費の適正化を図ることの通達が自治体へ出されています。さらに、2005年から10年、集中改革プランで技能労務職については、先ほど言われましたように、退職不補充、退職不補充を基本とし、人員削減を目指すことあり、それは、令和3年、2021年1月に定められました安芸太田町定員管理計画で、技能労務職員について、引き続き退職不補充とする。民間の活力手法の活用により、直營業務を縮小、会計年度任用職員での対応が可能な業務については、会計年度職員への切替えを推進する、に反映されて今日のよ

うな状況になっています。学校給食という責任を伴い積み上げられた経験や体力を必要とする職種に非常勤で対応するという、非常勤で、非常勤待遇で雇用するということが、現在の雇用が確保できないという事態をうんだというふうに考えます。国の指導とはいえ、学校保育所給食を軽視した施策だと思いますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。ただいま共同調理場の体制についての御指摘を頂いたところでございます。この共同調理場の体制につきましては議員申されますように、現在筒賀の共同調理は直営でやっておりますが、状況は基本的に、先ほど申し上げたとおり、正規職員1名、あとは会計年度任用職員の対応という形で考えております。国のいろんな動向等もありますが、町の考え方として、前回加計の共同調理場を民間事業者調理業務を委託するときにですね、議会のほうにも説明をさせていただいておりますけど、今後においては、やはり、適材適所と言いますか、民間でできるものは民間にという方針の下ですね、調理業務専門の業者等への、調理業務の委託等を含めまして、町全体の共同調理場のあり方について、引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、規制緩和が学校給食にも及んでるということで思います。私は本来は学校給食、保育所給食、保育所は当然そうですけど特区で、ここはちょっと違った形式になってはいますが、直営であり、自校給食というのがベストであるというふうに今でも思っています。さらに次に、栄養士、栄養教諭についてお伺いします。加計学校、先ほども報告していただきましたが、加計学校給食共同調理場、筒賀給食調理場の栄養士についてです。加計調理場は県費栄養職員のみですが、筒賀給食調理場は県費の栄養教諭と、町費の保育所担当の栄養士が配属されているのではないかとというふうに以前聞いたことがあります。現状はどうでしょうか。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、御質問頂きました内容についてでございますが、今もですね加計の共同調理場は栄養教諭1名、また筒賀の共同調理場の栄養教諭も配置しております。また、筒賀の保育所、ここにもですね、1名の管理栄養士、栄養士をですね、週2日の勤務でという形で配置をさせていただいております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

そういうことですね。はい。それで、なぜ加計調理場には町費の保育所認定こども園給食対応の栄養士がいないのでしょうか。今県費でついている栄養士は栄養教諭であり、学校に所属勤務しています。献立の作成や給食管理業務、そして児童生徒の食生活、栄養やアレルギーに対する個別的な指導、クラス単位での食事、栄養指導など、食育を行い、業務量は本当に大きいと思います。また、学校給食が休みの長期休業中は、栄養教諭の研修等が組まれているのではないかとというふうに思います。保育所、認定こども園の給食があるため、それらの研修に参加できない事態も生まれてくるのではないかと思います。どちらの調理場も町費の栄養士を配置すべきではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい。今町費の栄養士の配置という形の部分でございますが、今現在ですね、各共同調理場で配置しております栄養教諭がですね、しっかりと、今議員おっしゃったような業務をですね、きちっと遂行しております。そういった点の中でですね、いろいろ食育に対する学校訪問であったりとかですねそういったところも現場にも出てですね、きちっとした、栄養教諭としての責務を遂行されておりますから、そういった体制でですねこういった体制のまま、現在のこの給食の体制は、今ある職員を配置したままで引き続いて行っていきたいと考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。マイクちょっと離して。

○大江厚子議員

もちろん、栄養教諭の先生方はもう精いっぱい頑張っておられると思いますし、その成果は出ていると思いますが、そこに頼るのではなくって、町の責任として、筒賀調理場に単費の単町の栄養管理栄養士を配属しているのなら、筒賀調理場で、作ってるよりも多い給食数を加計では作っているわけですね。ですから栄養教諭に対する、過重な労働、労務になるのではないかと思いますので、週2日に筒賀で勤務されているのなら、それは人は別にするにしてもその事情はあるにしても、なぜ、加計で、同等かもう少し多いぐらいの勤務ができる管理栄養士をつけられないのかというところで、その辺は町長はどのようにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。そのところはまた町長がということがあるかもしれませんが、今現在の筒賀保育所の栄養士の件でございます。これにつきましては、筒賀保育所が筒賀調理場のほうで給食をつくるというときに、それまでにいた、栄養士がそのまま引き続き勤務をしているというところでございます。その件におきましては、当然、栄養教諭は学校つきの職員になりますので、そのところと保育所の給食を連携を取るために栄養士の配属をしているところでございます。加計につきましては、この4月から、これまでは共同調理場のほうにおきまして栄養士の配属をされておりましたが、この4月から学校つきの栄養教諭という形で、当然共同調理場の栄養士も兼ねているものでございますけど、そういうところで新たな負担が及んだのではないかというような議員の御質問だと思います。これにつきましては、基本的には市内のほうでいろいろと今後、協議を進めているところでございますが、例えば今筒賀にいる栄養士におきまして、夏休み、長期休業中ですね、献立については共用するようなどころも今現在検討しているところでございます。新たな雇用をするというのではなく、なかなか栄養士の今週5日出ていただいとる栄養士においてもですね、それこそ探して何とか見つけたというような状況もございますので、今の現状の予算の中でですね、献立の共用を図るとかいうところをしながら、栄養教諭の資格と研修体制をつくったりとか、学校との連携できるような体制をつくるというところに尽力をしてみたいというふうに現状は考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。町長へということだったんですけども、県費職員等につきましてはこれは教育委員会所管でございます。人事配置という意味合いで私のほうから答弁させていただきます。確かにですね、給食調理場の栄養士等につきましては、現在まで、学校教育という流れの中でですね、県費職員がその担当になっております。保育士の保育所の調理に関しましては、いわゆる町のほうで単独で本来栄養士を置くべきではないかという議論は、かつてからあった話でございます。そうした意味も含めましてですね、これペーパードライバーなのでどこまで言うのがいいのかと思ったんですけども、実は現状配置をしております一般事務職員、こちらに関しまして栄養士の資格は持ち合わせております。勉強していただきながら、その部分でお手伝いできるのであればということでの人事配置でございます。あくまでも、町としてはですね一般事務の採用でとっております関係上、この話がちょっと表にするのがよかったかどうかはちょっと悩ましいんですけども、そういった考えも持ち合わせながらですね、栄養士なかなか確保が難しい分野でございますので、そういう対応をさせていただいております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。いろいろ工夫されながら、より、働く者にとってもそして学校給食子どもたちにとってもよりよい調理場になるように望みます。次に、設備の現状と課題について伺います。加計の調理場は1971年昭和46年に建設された調理場を、2005年、中学校統廃合を機に、翌年、前年2004年、平成16年度に建て替えられました。それにしてももう20年経過しています。筒賀学校、筒賀の調理場は21年、令和3年に改修されています。そして、認定こども園とごうちの給食調理室は、こども園自体は2002年に建設されたもので、それから、22年経過しています。園舎自体は、2010年、平成22年、そして13年平成25年に、

定員の増ということで増築されていますが、学校、給食の調理室のほうはどうなっているかという問題です。2018年、平成30年7月の安芸太田町保育教育のあり方検討委員会で、町から認定こども園とごうちの調理場が非常に狭くなってきているという報告がありました。6年前です。園舎の二回の増築はありましたが、調理場の調理許容範囲は、もとの定員40名のままでしょうか。また調理設備や給食調理員の休憩室の状況は22年のままでしょうか。昨年12月の補正予算で、ガススチームコンベクションオープンの故障により、新規機器を購入しました。今後もほかの機器の故障等も起こると考えられます。認定こども園とごうち給食調理室、そして加計学校給食共同調理場の整備について今後どのように考えていますか。

○中本正廣議長

はい、園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい、今認定こども園とごうち及び加計共同調理場の改修等の計画というところがございます。議員御指摘のとおりですね、こども園とごうちにおきましては平成14年にできて以来というところで、改修等は現在してないところがございます。ですので、機器なんかの故障等も含めてですね、今回の補正においても、機器の故障により補正予算のお願いをしているところがございますけど、基本的には、機器については順次改修、新規に考えたいと思っているところがございますが、施設の改修等につきましてですが、これはこども園とごうちが、今言ったように、もう平成14年、本町のほうにおきましてはですね、老朽化が進んでおりますので、全体の改修を教育委員会としては計画をしているところがございます。今後の他のですね、町内の他の施設の計画の中に入れながら、計画的な改修は考えていきたいというふうに思っているところがございます。あわせて加計の共同調理場におきましても、共同調理場、現在、現状ですね、機器の修繕改修については計画的に行っているところがございます。エアコンの改修でありますとか、新しい機器を入れ替えるというところは随時しておりますので、これについては全体の計画の中で、給食の今後の学校の食数とか含めまして、調理場のあり方というところであわせて検討してまいりたいというふうに考えているところがございます。ちなみにこども園とごうち1番最盛期は、定員60人で70人近いのが入っておりましたが、本年のところでは、現状当時よりかですね、当初だと20名程度減ってるというところでありまして逆に食数が減っているような状況もありますので、こども園とごうちにつきましては、そのことも含めて検討してまいりたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、子どもの数は年ごとに変わってきますので難しいところはあるかと思いますが、やはり十分な施設設備の中で調理していただきたいというふうに思っています。次の質問に入ります。設置主体と運営主体、形態について伺います。これは同時に責任の所在の問題についても関わってくると思いますが、加計学校給食調理場、筒賀、認定こども園とごうち、それぞれについて、設置主体運営について、お聞きします。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、設置主体と運営主体についてでございます。給食共同調理場また認定こども園におきます、給食施設の設置主体、及び、給食運営主体も安芸太田町の教育委員会となります。ただ、一部調理業務を委託しておりますので、受託されてます、民間事業者が給食の運営主体となっているところがございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

今加計のことを言っていただきましたが、筒賀と認定こども園とごうちについてはどうでしょうか。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

加計、筒賀、認定こども園におきましても設置主体、運営主体も教育委員会となっております。以上でございます。

○中本正廣議長
大江厚子議員。

○大江厚子議員

では認定こども園とごうちもそこはもう献立作成から食材購入、調理全て、民間委託というかですが、それでもやはり設置主体と運営主体というのは町になるということで、そこに業者というか、会社は入っていないということになるのでしょうか。

○中本正廣議長
瀬川教育課長。

○瀬川善博議長

認定こども園とごうちについてはですね、これ民間事業者として、委託しておりますので、その事業者は運営主体となります。ただ自校の給食という形ではありますが、設置主体としては教育委員会となります。以上でございます。

○中本正廣議長
大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、分かりました。このように町内の給食施設の状況がそれぞれで異なるということで、給食の質はどこまで同じように担保を保証できているかということと、問題や事故が起きた場合、責任の所在、とり方は異なっているのかということについてお伺いします。

○中本正廣議長
はい、瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、学校給食また認定こども園の給食の部分についてはですね、栄養バランスをとれた部分としてですね、まずその成長過程にあったような形として、町内大体同じような形の栄養士、管理栄養士が、民間事業者もついておりますから、そこと連携しながら、安心安全な給食を提供しているところでございます。また、そういった給食調理の部分の中です、何かその給食提供にあたって、異物混入とか部分とかの部分の責任の部分の所在でございますが、そこは現場と連携しながらですね、最終的には教育委員会の中です、そういったところの現場を確認しながら、また民間事業者への指導とか、それに関係するものとしてですね、今後想定される中で食中毒であったりとか、そういう形が発生した場合にはですね、保健所また教育事務所、そういった関連する団体とも連携とりながらですね、迅速な対応と、またその原因を含めたものについて、早急な対応また保護者への対策について、連携をとりながら対応しているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長
大江厚子議員。

○大江厚子議員

直営の場合は町が全てということ、責任を持つということは分かりました。分かりますが、一部、民営委託、ほぼ全体を民営委託ということについて、業者に関して、全く責任は問えないのかということと、責任を明らかにさせるということとはできないのかということについてはどうでしょうか。健康被害がなければ何となく済んでしまうようなことにもなるかもしれませんが、もし健康被害が起きたときに、それに対する補償なり、いうもんはどこが結局は責任をとるのか、町になるのかどうか、そこを1点お伺いします。

○中本正廣議長
園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい、ただいま責任の所在というところでございます。基本的には業務委託をしております。認定こども園とごうち。調理から献立作成から食材発注、また調理を行うまでを業務を委託しております。これに関しては当然契約の上です、しております、契約の中で責任の所在はですね、どちらが持つというようなところも含めて契約をしております。当然、一度事が起これば、そこに基いて、十分な対応を業者と連携をして図ってまいると。当然業者には一定程度の責任があるかと思えますし、最終的には町のほうが子どもたちの給食を提供しているという形で、町のほうとしても責任があるというところでありますが、当然責任の分担においてはですね、契約等の中で既に明らかにしておりますので、そういうことが起これば、そういうところの中に基いて対応を図るというものでござい

ます。以上です。

○中本正廣議長
大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、分かりました。次に、業者が契約を履行できなくなる場合があると思います。昨年広島市の給食会社が倒産し多大な影響が出たと報道されました。その倒産の原因は、広島県、県教委は県立高校6校と給食調理業務を委託したが、5校で予定価格の7割にも満たなかった。まさにダンピング受注だと思います。これに関して、この事件に関してではないんですけど、幾らの金額で発注するかとか、契約を結ぶかとかその辺の問題が出てくる、我が町でも出てくるとは思います。これについてはどのように考えましょうか。

○中本正廣議長
園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。この契約金等の問題で、昨年度が起こった県内でのですね、給食等のいろんな問題が起きておるというところも、把握しておるところでございます。町においては基本的な不当なダンピングを行うような契約方式はとっておりません。現在加計の共同調理場との契約においては、基本的にはプロポーザル方式という形で価格で決定するのではなくて、当然価格も、見積り等を出していただきますけど、価格はその決定の中の一つの要素という形で価格全てではなくて、基本的には調理業務に対する姿勢であるとか、そういうところを見る中で、基本的には業者の見積りを基本に、価格を決定しているところでございます。こども園とごうちにおいても、現状のところ、常に業者と話をしながら、しておりますので基本的には、価格が安ければとるといような、単純な方式での契約はしてないところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長
大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、給食の民営化を決してコストの削減の面からだけ考えているのではないという、御回答で安心しました。では次に、安芸太田町学校給食共同調理場運営委員会について伺います。先ほど影井議員からも質問がありましたが、これについて、ここに限って私のほうからは質問させていただきます。協議内容と開催頻度について伺います。

○中本正廣議長

はい、瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、学校給食の共同調理場運営委員会についての開催状況でございます。この運営委員会でおきますと安芸太田町の学校給食共同調理場を設置条例施行規則で規定されています。学校給食共同調理場の施設及び、設備、また管理運営に関する事、栄養衛生管理に関する事、給食物資、また給食費に関する事などの事項について審議を行っているところでございます。近年ではですね、平成29年7月に、アレルギー食対応が必要な子どもの医師の診断書の提出について、審議を行っているところでございます。また、平成30年2月には、学校給食の感染症、また、食中毒の対応マニュアルの策定について審議を行っているところでございます。また、令和2年9月には、週1日のパン給食に係るパン納品業者からの搬送費負担についての審議、そして最近では令和4年の5月と8月に、調理員の不足によりまして、学校、加計、学校給食共同調理場における調理搬送業務にかかります委託発注に関します学校給食の共同調理場のあり方について、検討についてという議題で運営委員会を開催しているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長
大江厚子議員。

○大江厚子議員

先ほどもありましたけど議事録の開示とか、構成メンバーの名簿も私はちょっと見つけることができなかつたんですけど、やはりわが子に食べさせる給食に関しての運営委員会について、やはり、保護者とか関係者からの不信感が生まれにくいような、やはりそのような運営委員会のあり方を今後きちっと整備されるべきというふうに思っています。ちょっと時間がありませんので、ちょっと質問を削減、削除して、給食費の今後の見通しについてのところへいかさせていただきます。現在小学校は4,300円、中学

校は5,200円となっていますが、今後の見通しとして、三つぐらい考えられるのではないかというふうに思っています。昨日から出ています給食費の無償化、そして給食費の据置き、物価高騰により給食費の改定、これは保護者の負担になりますが、このようなことが考えられるのではないかと思います、そのことについて、今年度来年度に関して見通しがあれば、お伺いします。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、給食費の今後の見通しでございます。先ほども先ほどいうか前回ですね、広島県内においてもですね各自治体におかれましても、この令和6年度においてですね、数市町の中で、小中学校の給食費の一部も含めた無償化に取り組んでいるところでございます。今現在、国においてもですね、その学校給食費の無償化に向けた課題整理のための実態調査が行われております。今後、その調査結果等を踏まえながら、給食実施状況の違い、また無償化の制度設計などを含め、学校給食費の無償化の具体的な方策が示されるものとなっております。それを受けてですね、国の動向に注視しながらも、保護者の経済的負担軽減を第1に考えた中でですね、先ほど議員が頂きました給食費の無償化、また据置き、また改定等についてですね、小中学校また保護者等々も含めた、今後について、あり方についてですね、検討を行っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

給食費の改定について本当にすぐ決まるものでもありませんので、それはじっくりじっくり考えていただきたいと思いますが、現在、食料、材料費の高騰というのは本当に大きいところがあって栄養士さんも頭を悩ませておられるのではないかと思います。原則、給食に関わる人件費や設備費は、市町村が負担するというので、材料費のみ保護者の負担とされていますが、文科省によると、保護者の負担を軽減するために設置者が、材料費、食材の材料費を補助することも禁止しているわけではないというのがあるようです。無償化等は、なかなか難しい問題ではありますが、現在物価高騰に対して、今行政ができることは、食材費の部分の補助も考えてはどうかというふうに思いますが、それについてはどうでしょうか。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい給食の材料に対する補助という形の部分でございますが、うちとしては町としてはですね、給食費の中の材料費は予算化しております。その予算化の中でしっかりと栄養バランスをとりながらですね、今、確かに議員おっしゃるようになりますね、物価高騰によって材料費、食材費が上がってきておりますが、しっかりと町としては予算の中で確保した中でしっかりと安心安全な給食を提供してまいりたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、食材費についても予算化されているということで、そうなんだというふうに、安心しました。給食は子どもたちにとって、自分を振り返ってもですが、学校生活保育所生活の中で楽しみの本当の一つです。また全国では貧しい子ども、家庭の子どもにとっては給食がまさに命綱という状況もあります。給食もまた、子どもを大切にす町政を映し出す鏡となると思います。今後とも充実した給食を提供していただきますように、要望いたします。次に、黒い雨被害者の被爆者健康手帳についてお伺いします。昨日の田島議員の質問で、6月7日現在当町の認可は、537件、却下が20件、却下率は3.72%だと思います。現在県内の申請者は広島市を除いて、6,460件そのうち認定は、5,814件90%で却下は4.55%の率となっています。町としては、本町における却下についてどのようにとらえているかということで、却下の理由についてどのようなふうにご考えておられますか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。黒い雨の認定に関します却下について御質問頂きました。手帳申請が却下された件数は先ほど

議員のほうからもありましたように20件です。主な却下理由といたしましては、申請者が申請後に亡くなられて、審査が中断して、決定まで至らなかった点。県それから国の示しました広島黒い雨に遭ったという要件に関しまして、その事実が申請者から添付されました資料等で確認ができなかった。そして国の示しましたもう1個の要件でございます11種類の疾病に該当していなかった。この三つが大きな理由、特にこの二つ目と三つ目が大きな却下理由でございます。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

まさに二つ目と三つ目ということです。私も何人かから申請の相談を受けていますが、申請されるときに本当に問題になるのがその2点なんですね。諦められる方もおられます。実際、黒い雨に遭ったのに、諦めざるを得ないという状況が確かにあります。その上で、それでもということで申請されて却下になった場合、不服の場合は、昨日も御回答がありました。改めてどのようなことが御本人ができるのかお伺いします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、昨日の答弁でも答弁もさせていただきますように、却下された方については、その却下の審査についての請求でありますとか、処分取消しの訴え、さらには、再度の申請ということができます。今回申請したけれども却下になっても、もう一度、改めて、病状であったり、より詳細な状況等を申請のほうに付記することによって、改めて審査をされるということがございます。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。審査請求は3か月以内とかいろいろ条件がありますので、却下されたという場合に、やはりその人の親身になってどういう対応ができるのかということをお知らせ頂けるようにというふうなことを要望いたします。それから被爆者健康手帳申請の相談について伺います。御存じのように、今年度から広島市内12か所で、黒い雨体験者のための巡回相談を実施、あるいは予定しています。自宅へ伺う戸別訪問指導も行われています。私も本町でこのような相談会を開くように何度か要請してきましたが、本町は広島市に次いで、対象者が多い地域だと思っています。こうした相談会について、予定なりお考えはありますか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、議員のほうから御指摘のありました、相談会の開催等についてでございますけれども、相談とか申請については、これまでお電話とか実際に事務所にお越し頂いて、その都度、相談のほうを、申請の仕方とか、そういったことについても、取り組んでおるのが実情でございますので、また引き続き、町の広報紙等を活用しながら、住民の皆さんにはしっかりと周知をするというところで、現在のところは、相談会開催については考えは及んでおりません。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

例えばやまゆり検診の際、moricaアプリ登録の手伝いは行われていますが、そういう形で同じように、黒い雨の被爆者健康手帳の申請の相談もね、そういう形で受けることも可能ですし、また県被爆協は県からの委託で相談員研修を行っています。本町からも安芸太田町原爆被害者の会から数名参加されています。そことの連携をとって、なるべく実施に向けての計画を立てていただくことを要望します。来年は原爆投下から80年です。被爆者の1番若い人も80歳で事は急を要します。町は申請、認可については、県、国に対し、格段の配慮を要望すると同時に、被爆者が二度と自分たちのような悲惨な苦しみは味わせたくないとの意思を引き継いで、核兵器を訴えるように、町長に要望いたします。いかがでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。今縷々現状御説明頂きました。町としてもですね引き続き、相談事業今いろいろ御提案頂きました、どういう取組みができるかというのはまた検討させていただきながら、引き続きそういう対応も続けつつもですね、最終的にお話がありました核兵器の核兵器のない社会をつくるということ、国にもしっかり要望していきたいと思っておりますし、我々としてもできることはまた、進めていきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。大江厚子議員。要望しますということは言わないように。

○大江厚子議員

はい、求めます。これで私の質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で6番大江厚子議員の質問を終わります。午後1時半まで休憩といたします。

休憩 午前11時54分
再開 午後 1時30分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。9番大江昭典議員。

○大江昭典議員

9番大江昭典でございます。厳正な議場での初質問ということから大変厳しい表情しておりますが、他意はありませんので、御理解ください。さて、順番最後の一般質問ということもありまして、時節柄の挨拶は割愛させていただき、一問一答方式にて、早速質問に入っております。他の議員と質問が異なる部分もあろうかと思っておりますが、御理解ください。まず、教育大綱について質問します。今回の定例議会初日に、町長の所信表明演説中においても、早急に完了させ、新しい教育大綱のもと、本町らしい教育を追求すると表明され、私自身、内容の早期実現に向けて期待している部分でもありますが、現実的な実際の進捗状況についてはどうなっておりますか。町長お願いします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、それでは教育大綱の進捗状況について御質問がございました。教育大綱の事務局を担っております総務課のほうより答弁をさせていただきます。これまで有識者による会議といたしまして、教育のあり方懇話会の開催を継続しながら、広く町内の関係者に議論を頂く熟議を展開してまいりました。計20回の熟議を挟んだ、計8回の懇話会を踏まえ、本年4月に、教育大綱たたき台までつくり上げております。今後これまでの議論を取りまとめ、総合教育会議において新たな教育大綱を制定し、その内容の実現を進めてまいります。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江昭典議員。

○大江昭典議員

教育大綱においては、昨年9月から熟議を重ねられ、町広報紙5月号にたたき台として掲載され、広報に努められていますが、住民の反応については、現実的には町長行政としてどうとらえられていますか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。議員御指摘のとおりですね、広報紙のほうに教育の大綱のたたき台に関しまして掲示をさせていただきました。その後の住民さんの反応といった部分でございますけれども、特段、そちらからのお声は頂いておりません。前向きにとらえれば、懇話会や熟議を時間と回数重ねて実施しまして、また懇話会の様子をインターネットで公開するなどした上で、町民さんへの情報公開、それから意見交換が進んだ結果ではないかというふうに考えられます。逆にですね、一方、後ろ向きに捉えれば、教育に対する町民の皆様の関心が低くなっているあらわれというふうにも考えられます。いずれにいたしましても、町といたしましては、新教育大綱をきっかけにしまして、安芸太田町らしい教育を町内外に発出していければ、よいのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

私が聞いた範囲でも、教育大綱という安芸太田の新たな教育の羅針盤への関心が低いのは事実でございます。なぜでしょう。なぜだと思いますか。今回は問題を提議し、次の質問に入ります。さて今回の教育大綱、内容は子どもたちの活動への学校、保護者、地域の理解、協力を呼びかける要素とともに、その関わりの重要性をうたっていると、私自身感じておりますが、その内容は、現在、町内全域で行われているコミュニティスクールの考え方、運用につながると考えていますので質問いたします。現在進められているコミュニティスクールの現状と課題について、教育委員会はどうか捉えていますか。お願いします。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

コミュニティスクールの現状と課題ということでございます。御存じのとおり、コミュニティスクールは学校運営協議会を設置した学校のことを指します。この制度は、学校と地域住民などが力を合わせて、子どもたちのよりよい環境づくりに取り組む地域とともにある学校を目指すための仕組みでございます。本町では、平成28年度に、加計小学校が設置、以降、平成29年度に安芸太田中、令和2年度に加計中、令和4年度に筒賀小、戸河内小の順に設置しております。各校で現在年間3回程度、学校運営協議会を開催し、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深めながら、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組んでいるところでございます。具体的には、学校長の学校運営の方針の了承とともに、学校の様子が学校長により語られ話されたり、あるいは授業見学が行われたりしております。また委員の皆さんからは、学校の職員では気づきにくい内容などについても情報や意見を頂いております。そしてそれらをもとに、学校長による学校改善が行われておるところでございます。しかし、地域とともにある学校づくりにはまだまだ改善の余地があると考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江昭典議員。

○大江昭典議員

では新たな教育大綱を想定したコミュニティスクールの今後の効果展望についてどう考えられますか。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

課題が改善の余地があるというふうに申し上げました。コミュニティスクールで培った学校と地域とのネットワークを各校、地域の実情や特色に応じて、柔軟に活用していくことで、地域とともにある学校づくりを実現したいと考えております。2004年に始まりました学校運営協議会の制度も20年の時を経ております。全国各地に全国各地の学校に広がり、そのスタイルも少しずつ変化しております。全国的な動向といたしまして学校は今、学校運営協議会の活動を通して、三つの進化を遂げようとしているところでございます。一つ目は、学校運営協議会だけで進むのではなく、従来からそれぞれの地域で行われてまいりました地域学校協働活動との両輪で進んでいくという進化でございます。二つ目は、学校を地域のプラットフォームに、地域の方が学校に集い、学校を起点として地域が発展していくという進化でございます。そして最後三つ目でございますけれども、こども基本法やこども大綱にのっとり、子どもが学校運営協議会に参加することはもとより、地域の運営に積極的に関わっていく進化ということになります。安芸太田町の学校が三つの進化を遂げていくために、教育委員会として、次の2点に取り組んでまいります。1点目は、進化に必要な環境の整備でございます。そして2点目は、地域に開かれた学校とはどういうものかについて、住民の皆様とともに考えていくことです。この2点を今後PDCAサイクルに従い、順次進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江昭典議員。

○大江昭典議員

さらに伺います。昨日、末田議員から加計小学校と津浪地区の取組みについて事例紹介されましたが、今後、全町内を対象としたコミュニティスクールと地域共同活動の一体的推進について教育長の所感を求めます。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

本町ではですね青少年の健やかな成長を願い、地域と学校がパートナーとなり、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生するため、その潤滑油としての役割を教育課が担い、伴走支援をしていくことが重要である

とまず考えております。本町においては、地域学校協働活動が、PTAや、子供会、自治会、スポーツ文化の各団体が長きにわたり、充実した活動を続けられております。具体的には、学校地域、学校、家庭、地域、各種団体が構成されている愛ネットワーク安芸太田を地域学校協働本部としてとらえております。しかしながら、議員から御指摘の一体的推進につきましては、まだまだ発展途上にあると言えます。一体的推進のためには、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割が必要と考えております。そこで、全国的に導入されてきているのは、地域学校協働活動推進員でございます。推進員は、社会教育法第9条の7により、教育委員会が委嘱できるとあります。ほかに、地域ボランティアコーディネーターがその役割を担っているところも、地域によってありまして、地域によって様々な形をとっております。今後は教育委員会として調査研究を行いまして、安芸太田町らしい、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江昭典議員。

○大江昭典議員

推進に期待を持っていますが、私の活動拠点となっている全国規模の子供会においても、コロナ禍という暗い影に全国展開数が大幅に減少する反面、子どもたちは体験活動の場を求めているという調査結果も出ています。そんな中発足には私も関わりましたが、有志国会議員による子どもの体験活動による成長、子育てを支援、推進する議員連盟も、子供会とともに、内閣府をはじめ、文科省、こども家庭庁、総務省、国土交通省、警察庁、消防庁など、子どもたちに関するあらゆる省庁とともに、子どもの体験活動推進政策委員会を立ち上げ、子どもたちの活動と地域の活性化を結びつけるための議論をし、尽力していただいております。私としては、安芸太田町の子どもたちの笑顔のために、町長部局、教育委員会が一体となって重点的に進めていただくよう願っているのですが、町長の考えをお聞かせください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、御指摘頂きました。冒頭教育大綱の話もしていただきましたけれども、教育大綱の中身というのは大綱でございますので大きな方針を示すと。なぜ、ある意味、まだまだ町民の関心が薄いのかという御指摘ございました。いろんな理由があるとは思いますが一つやはり大綱でございましたので少し議論がですね、あまり具体化されていないという御指摘も途中頂いとったわけでございますが、その役割でございますので、そういうふうに見る方もおられるのかな。もう少し具体的な具体的に何をするのかといった議論になるとまた、ある意味関心も高まってくるのかなと思いますが、それは今後教育大綱が改定した後に、教育委員会中心にですね、本町でいうところであれば、もみじプランの策定などでもより具体的な議論が始まると思っておりますし、その中でもまた皆様に御参加頂ければと思っております。そういう意味では、役割分担がそれぞれあると思っておりますけれども、改めて、教育大綱をまとめた、町長部局としてはですね、この大綱をできるだけうまく、あるいは容易に進めることができるように、教育委員会とも連携をしながら、環境整備にこれからしっかり頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、分かりました。では次に、学校における子どもたちの体験、遊び、情操教育に寄与する学校遊具について質問します。学校遊具が突然なくなったとの保護者の懸念の声が届いておりますが、撤去の実情はどうですか。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

学校内遊具についてでございます。学校内遊具につきましては事故を未然に防止し、安全安心に固定遊具を利用していくために、日常的な点検は教職員等において実施されております。また、定期的に専門事業者による点検を実施し、必要に応じて補修、使用停止等の措置を講じているところでございます。令和5年度中に、筒賀におきます遊具の安全点検を定期点検を実施した際、使用不可とされた固定遊具の更新につきましては、学校ごと、また児童数や敷地面積が異なることから、一律の基準は設けておりませんが、学校内でおけます教科活動に、使用可能な鉄棒や雲梯など、設置状況等を考慮した上で、学校との協議によって固定遊具のまた補修、使用停止の措置を講じていきたいと考えております。今回の部分については、定期点検の際、不具合と生じたことでありますから、学校との協議により、一部、校庭遊具の除去を行っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

危機管理的な安全管理上の使用停止については必要であると私も認識はしておりますが、同時に必要なのは、代替処置、更新遊具だと考えますが、今後の更新計画について具体策があれば、お願いします。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、学校の中のこの部分につきましては、教科活動に必要なものとして、学校長が判断するものであればですね、そういったものの部分としても、教育委員会としても予算を確保してですね、そういった固定遊具の配置については、支援をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

随時学校と協議するということですが、いいですか、学校内遊具は、学校時間での遊び体験、経験、子ども同士自らともに力を合わせ、ともに育つために必要なほか、あるいはサッカーやソフトボールで訪れた町外の親子や、町外から帰省してきた親子の憩いの場にもなるんですよ。言わば遊具の充実は、町外から訪れた親子に対しても、安芸太田町が子どもたちに対する希望と熱意のあらわれとしてアピール、表面もあると考えております。そういった感覚を持って取り組んで頂きたいのですが、町長の所感をお願いします。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい、学校の遊具でございますので、学校の教育課程内での使用ということが中心というか、目的になってまいり、ただですね、実情としてですね、その遊具を使ってですね、例えば休みの日であるとかというような形でですね、地域の方子どもたちが利用されているという、実情もあろうかと思えます。その辺のところも考えましてですね、今後、よき策がないかですね、検討してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、理解しました。次に、次の質問に移っていきます。次に町長マニフェスト、太田川清流についての質問に移ります。これまでの議員の説明により、ある程度答弁していただいているところではありますが、私は、清流といえば、さらに上流区域の太田川の源流とも言える龍頭峡をどうしてもイメージするのですが、現在、この龍頭峡も昔のイメージがないぐらい、草木に覆われ、河川には流木倒木が散在している状況があります。この龍頭峡、セラピーロードとしても、登録されていると思いますが、現在の管理状態と今後の計画などあれば、何かあれば伺えますか。

○中本正廣議長

はい、菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、太田川の源流であります龍頭峡でありますとか、支流に関します御質問だというふうに理解しております。まず、支流であります、三谷川になると思えますけど、この河川につきましては、河川の維持のほうですね、流木等あれば現場確認し、建設課と同じ、観光の立場からも、同じですけど、そういった観点から、撤去のほうを行っていきたいというふうに思っております。またですね、町道三谷龍頭峡線もありますから、草刈りなどの維持管理にも努めているところでございます。さらに、龍頭峡でございます。龍頭峡につきましては、倒木、支障木こういったことについては、周辺をつつむ一帯につきましては、昨年度来、御指摘頂いておりますので、今年度、予算におきまして、支障木、倒木の撤去に、当初予算を計上して対応するということとしております。いずれにいたしましても、ここの周辺につきましてはキャンプ場がありますし、指定管理者とともに連携をしながら維持管理に努めていきたいということと、また、議員御指摘のありましたように、セラピーロードの認定コースにも認定をしておりますので、あらゆる面からですね、財源を探してですね、それに充てたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、分かりました。では時間が早く進みますが、次の質問に移ります。質問事項3、本町ならではの雇用につ

いて。町長マニフェストの中ですが、本町ならではの雇用についての質問は、これも重複する部分がありますので、とりわけちょっと踏み込んだところを1点質問します。小規模農業、あるいは兼業農家を含む農業希望者にターゲットを絞った移住募集について構想、施策等があれば何か伺えますか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。兼業農家でありますとか、小規模農家の育成でありますとか、支援についての御質問だったと思います。農業の振興につきましては、昨年度来、農業振興ビジョンというのを策定をいたしました。農業振興ビジョンにつきましては、まず、専業農家の育成ということで、広島活力生を中心にして、若者が安芸太田町の遊休農地で、専業農家として耕作できる支援をする計画を立てております。また、祇園坊柿としての特産品としての支援、これも掲げているところでございます。小規模農家につきましては、これも大きな農業の振興の柱として位置づけているところでございます。昨年12月になりますけど、安芸太田町独自小規模出荷農業者認定申請というのを設立、決めまして、それに対して募集をしております。3年後ないし5年後に、売上げ年間の売上げ目標を設定頂いて、1型のモデル、50万円の売上げを目指す年間ですね、2型として100万円の売上げを設定してもらおうと、そういう目標に対して、農機具などの支援をしております。この認定に関しては、農業委員会の審査の中に含まれ、現在4名の方が申請をしておられ、3名の方が、3名の方を認定をしているところでございます。いずれも兼業農家ということで、いろんな業務の傍ら、農業をやっておられますけど、売上げ目標をさらに上げる、産直市に出荷する、JAに出荷するなどの目標を計画していただいて、それを認定し小規模農家が少しでも多くなるように、今までの安芸太田町の皆さんが持っている知恵を、十分引き出せるような、支援を準備しているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員

○大江昭典議員

はい、詳しい説明でした。今後も、今やってる大規模、ビールハウス、コマツナ、大規模農業専業農家もそうですけど、家庭菜園あるいは自分だけで食べれるぐらいの稲作、そういったその程度の規模の小規模農家ですよ。それを希望される方も、全国的にも、かなりパーセンテージが多いと思いますので、その辺もターゲットにしていれば、ちょっと山手に入ったところの、休耕田とか、空き家対策につながるんじゃないかと思っております。では引き続き、次の質問に入ります。最後に、筒賀拠点整備計画について伺います。令和5年度当初に示された、筒賀拠点施設整備計画基本構想、数々の例としての写真も盛り込まれ、そこは基本部分と思っている住民も多いわけですが、そんな中、住民参加のワーキングも、回数も重ねてきておられ、進行中ではありますが、私自身、進捗状況が遅いと感じているのは、感じています。そこで、今後のより具体化に向けた町長の熱意ある構想についてお伺いします。

○中本正廣議長

はい、山本筒賀支所長。

○山本博子筒賀支所長

失礼いたします。今後の具体化に向けた構想についてということで御質問を頂いております。筒賀拠点の構想と今後についてお答えをさせていただきたいと思っております。筒賀拠点施設の基本構想については、4月24日の第7回策定委員会において、支所等の行政機能を含めない計画とすること。多目的ホール、避難施設や多世代交流のための交流促進施設、温泉施設等など、必要最小限の施設とすること。移住定住対策を目的とした住宅建設を盛り込むことなどの修正を行い、構想として取りまとめたところでございます。本事業についても、公民連携方式、PFIによる事業を検討していることから、今年度は、本修正案をもとにサウンディング官民対話を実施し、民間事業者の参入意欲や行政だけでは気づきにくい課題の把握等を行い、この計画の実現可能性を確認するとともに、その結果を踏まえて次年度以降、事業推進に向けて準備を進める予定でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、進捗状況については理解しました。では、次の設問ですが、現福祉センターの広域避難所機能の移転計画について、基本的に行政が責任を持って担うべき、担うべく、現在の福祉センターが持つ広域避難所機能、の移転構想について質問します。昨今、地震、風水害と深刻な被害が取りざたされる中、3月定例会におきましても、各議員から懸念の声もあったと記憶にありますが、現在の災害、そして様々な苦渋の避難生活等その施設機能がマスメディアを通して国際社会との比較もされ、取りざたされる中、今回新築となる広域避難所機能の構想について、町長に伺います。

○中本正廣議長

はい、山本筒賀支所長。

○山本博子筒賀支所長

失礼いたします。現筒賀福祉センターの広域避難所機能の移転構想についての御質問でございます。現在、筒賀福祉センターは、広域避難所に指定されております。昭和55年に建設されて以降、築44年を経過しておりますが、建築基準法改正前の設計であることから、耐震性能に不安があり、老朽化も進んでいる状況です。基本構想では、新たな筒賀拠点について、広域避難所の機能を備えた施設とすることとしております。避難所として快適性を確保できること、また、防災備蓄倉庫など、緊急時に対応ができる役割を担う設備を、関係部署と連携し、計画を進めてまいります。また、新しい拠点施設ができるまでは、現筒賀福祉センターの適正な管理に努めてまいります。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、回答頂きました。前回の能登地震でもそうですが、広域避難所機能、今取りざたされてるのは、部屋、トイレ、シャワー機能、風呂機能、そしてもう一つ言えば、調理室、調理機能。ほいでもっと言えば、上水が使えない場合の予備としての井戸というのも、ぜひとも盛り込んで頂きたい、考えて頂きたいと思っております。最後に、町長、今後、数々の政策、住民サービスを進めていく上で、まずは職員が一丸となり、各々が自らが町の小さな変化にも気づける、疑問が持てる、そうした意識改革も重要であると考えています。そこがないと、今後の安芸太田町の発展への加速はないと思っております。そんな住民の皆様の思いを伝え、時間は早いですが、私の一般質問を終わります。

○中本正廣議長

答弁いいですか。

○大江昭典議員

はい。

○中本正廣議長

以上で9番大江昭典議員の質問を終わります。通告による一般質問は全部終了いたしました。これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後 2時 3分 散会
